

養育医療の対象となる未熟児とは、出生直後に次の 1 又は 2 の症状が認められるお子さんです。

1. 出生時の体重が 2,000 グラム以下のもの

2. 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの

一般状態

- ・運動不安、けいれんがあるもの
- ・運動が異常に少ないもの

体温

- ・摂氏 34 度以下のもの

呼吸器、循環器系

- ・強度のチアノーゼが持続するもの
- ・チアノーゼ発作を繰り返すもの
- ・呼吸数が毎分 50 を超えて増加の傾向にあるか、または毎分 30 以下のもの
- ・出血傾向の強いもの

消化器系

- ・生後 24 時間以上排便のないもの
- ・生後 48 時間以上嘔吐が持続しているもの
- ・血性吐物、血性便のあるもの

黄疸

- ・生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの